



20歳以上の皆さんへ 国民年金 こんなときは届出を！

☎ 町民課 年金係 ☎ (232) 4914
☎ 熊本西年金事務所 ☎ (355) 3261

就職や転職、結婚、退職などで国民年金の届け出が必要です。
届け出の内容で届出先が異なります。必要書類など詳しくは、
届出先にお問い合わせください。

こんなとき	どうする	届出先
20歳になったとき	厚生年金・共済組合加入者以外は国民年金に加入の手続きをする	第1号被保険者→市区町村・年金事務所 第3号被保険者→配偶者の勤務先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする (被扶養配偶者も同様の手続き)	市区町村 年金事務所
結婚や退職などで配偶者(第2号被保険者)の扶養になったとき	第3号被保険者へ種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者(第2号被保険者)の扶養からはずれたとき	第1号被保険者へ種別変更の手続きをする	市区町村 年金事務所
配偶者(第2号被保険者)が会社を変わったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者→市区町村・年金事務所 第3号被保険者→配偶者の勤務先
口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替納付(変更)申出書を提出する	銀行・郵便局など取扱金融機関・年金事務所・市区町村
納付書を紛失したとき	納付書の再発行を申し出る	年金事務所
保険料を納めるのが困難なとき	保険料免除または納付猶予の申請をする	市区町村・年金事務所
65歳になったとき	老齢基礎年金の受給手続きをする	第1号被保険者期間のみ→市区町村・年金事務所 第3号被保険者期間を含む→年金事務所
一定以上の障がいになったとき	障害基礎年金の受給手続きをする	初診日に第1号被保険者→市区町村・年金事務所 初診日に第2号または第3号被保険者→年金事務所 初診日が20歳前→市区町村・年金事務所
加入中に死亡したとき	国民年金加入中→遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求	市区町村 年金事務所
年金を増やしたい(付加年金)	付加保険料の手続きをする	市区町村・年金事務所
年金を増やしたい(国民年金基金)	国民年金基金に加入する	国民年金基金 ☎ 0120-65-4192
受給資格期間を満たしていない、満額に近づけたい、海外に在住しているとき	任意加入の手続きをする	年金事務所 市区町村

- *第1号被保険者 自営業、農林漁業、アルバイト、無職の人、学生などで20歳以上60歳未満の人
*第2号被保険者 厚生年金・共済組合に加入している会社員・公務員などで原則65歳未満の人
*第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者



緑のカーテン講座

ゴーヤの苗と肥料を配ります。施設へ直接お申し込みください。

場所	日時	電話番号
中央公民館	5/8(月) 9:30~11:30	☎ (232) 2116
南部町民センター	5/8(月) 13:30~15:30	☎ (292) 3200
光の森町民センター	5/9(火) 9:30~11:30	☎ (237) 6555
三里木町民センター	5/9(火) 13:30~15:30	☎ (232) 5536
ふれあいの森研修センター	5/10(水) 9:30~11:30	☎ (233) 1080
東部町民センター	5/11(木) 9:30~11:30	☎ (232) 3803

■定員 各施設30人程度

- 電気代を節約する
- 地球温暖化防止に貢献
- 環境問題への教育に役に立つ
- 目隠しになり、プライバシーが確保される
- 話題性で人との触れ合いが広がる

緑のカーテンでこんな効果が！

緑のカーテンは建物や窓への直射日光を遮り、室温を下げる自然のカーテンです。ことしの夏は、緑のカーテンで涼しい夏を過ごしませんか。



緑のカーテンでエコライフ

☎ 環境生活課 環境係 ☎ (232) 2114

ゴーヤはゴーヤの日(5月8日)に植えんですか



おかもと しょうどう
岡本 昭三さん
(光の森仮設団地)

語呂を聞いた10年前に始まったわが家のゴーヤづくり。コンクリートの上にコンテナを据えてのスタートでしたが何とか生育し、ゴーヤの根性を見習う日々でした。
地震により昨年からは仮設住宅で、7月下旬にゴーヤカーテンを設置。日陰ぐらいにはなるかなと思いましたが、見事に成長しました。つるが伸び、花が付き、実を結び、日陰は気持ちよく、コミュニケーションづくりにも一役買ってくれ、実も分け合うほどに。土が悪くとも十分成長します。皆さんも緑のカーテンに挑戦しませんか。

リサイクルで快適エコ生活

生ごみ処理機の購入に補助をしています

町は電動式生ごみ処理機や生ごみ処理容器を購入した人に補助をしています。食品ロス削減のためにも生ごみ処理機を設置してみませんか。



電動式生ごみ処理機



生ごみ処理容器

電動式生ごみ処理機設置事業補助金

- 補助金額 購入代金(消費税込み)の2分の1
限度額3万円(100円未満切り捨て)
- 対象要件
 - ・1世帯当たり1台。耐用年数は5年以上(購入後5年を経過した買い換えは可)
 - ・町内に居住している一般家庭のみ
- 申請方法 購入後、6カ月以内に環境生活課で申請手続きをしてください。
- 必要書類
 - ・補助金申請書(申請者は購入者)
 - ・領収書(写し)、保証書(写し)
 - ・構造・機能が確認できるもの(取扱説明書など)
 - ・印鑑(認め印可)
 - ・申請者名義の口座が確認できるもの

生ごみ処理容器設置事業補助金

- 補助金額 購入代金(消費税込み)の2分の1
1基につき限度額5千円(100円未満切捨て)
- 対象要件
 - ・1世帯当たり2基
 - ・耐用年数は5年以上
(購入後5年を経過した買い換えは可)
 - ・町内に居住している一般家庭のみ
- 申請方法 指定店に印鑑(認め印可)を持参し、委任申請してください。申請できるかどうかを開庁時間内に環境生活課で確認後、受け付けるため、役場開庁時間内に手続きをしてください。
- 指定店 ハンズマン菊陽店 ☎ (232) 5525
- 問い合わせ 環境生活課 ごみ減量推進係 ☎ (232) 2114